

軽自動車税、固定資産税(第1期)の納期限は6月1日(月)です。

納付書に印字された「QRコード」を利用した納付も可能です。



軽自動車税には減免制度があります

身体に障害があるかたなどが所有する軽自動車については、税の減免制度があります。

申請は、毎年必要になりますので、減免を受けようとするかたは、お早めに税務課 資産税係へ申請してください。

■申請期限 6月1日(月)まで

■持参するもの

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか(コピー不可)
- ②運転者のかたの運転免許証
- ③自動車検査証または軽自動車届出済証
- ④納税通知書
- ⑤納税義務者のかた(法人を除く)の個人番号確認および身元確認書類

※自動車税の減免は、障害があるかた1名につき1台に限られます。すでに普通自動車税の減免を受けているかたは、重複して軽自動車税の減免は受けられません。また、障害の程度によっては減免を受けられない場合があります。

減免申請にはマイナンバーを忘れずに!!

減免申請を行う場合、マイナンバー(個人番号)または法人番号の記入が必要となります。個人のかたが個人番号を記載した申請書を提出する際は、本人確認(番号確認および身元(実存)確認)が必要となるため、運転免許証などの本人確認書類の提示、または写しの添付をお願いします。



Q 軽自動車の廃車・売却をしたが、納税通知書が届いた…

A 4月1日以前に廃車手続きや車両を売却したにもかかわらず、軽自動車税が課税されている場合は、税務課 資産税係までご連絡ください。

問合せ = 税務課 資産税係 ☎76-5131

軽自動車の車検時、納税証明書の提示が原則不要に!

令和7年4月から、軽自動車および二輪の小型自動車(排気量250cc超)の車検時に、納税証明書の提示が原則不要となりました。納付情報の確認は軽自動車検査協会がオンラインで実施します。

ただし、軽自動車税の納付直後など、納付情報が軽JNKSに反映されていない場合は納税証明書が必要となります。

なお、口座振替により軽自動車税を納付されたかたにつきましては、今年度から口座振替領収済通知を送付しませんのでご注意ください。

詳しくは、地方税共同機構のホームページ(<https://www.lta.go.jp/jidousya/>)をご覧ください。



問合せ = 税務課 資産税係 ☎76-5131

生活支援体制整備事業 支えあいでひろがる つながりの輪



高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、地域全体で支えあう体制やつながりを考える「生活支援体制整備事業」が全国で進められています。

この事業を推進するため、町では3つの団体が立ち上がり、毎月定例会を開いて話し合いをしています。これまで、ローソン移動販売の誘致、花いっぱい運動への参加、ボッチャの普及と地域交流を図る活動などを行ってきました。

今月は、3つの団体が現在行っている取組みを紹介します。

大沢地区「ふれあい大沢ささえ隊」

登録メンバー 13名



令和7年度から「劇で学ぶ!高齢者の認知症の予防と対応」という題名で大沢地区を中心に公演をしています。劇と講話の構成で、来場者からの反響も大きく、今後も各地区で公演を予定しています。

松久地区「元気☺松久つながり隊」

登録メンバー 10名

災害をテーマとした話し合いの中で、“災害時、どこに連絡すればよいか分からないかたが多い”という声があがり、「災害時等の連絡先」という資料をメンバーで作成しました。地域の高齢者に向けて配付していく予定です。



東児玉地区「東児玉 笑顔・元気・ささえ愛」

登録メンバー 12名



旧デイサービスセンター「けいあい」の跡地を活用し、東児玉地区の交流の場として「ふれあいサロンお試し会」を3月に開催しました。誰でも来られる集いの場の立ち上げに向けて、今後も話し合いを進めていく予定です。

メンバーも随時募集中です! お気軽に地域包括支援センター(☎76-1325)にお問合せください。